

中医協の在り方の見直しについて

平成17年2月16日

厚生労働省

中医協の在り方の見直しに係る基本的合意

(平成16年12月17日 厚生労働大臣・規制改革担当大臣)

1 検討の場とその構成員

内閣官房長官が主宰する「社会保障の在り方に関する懇談会」の審議を踏まえつつ、厚生労働大臣は、第三者による検討機関である「中医協の在り方に関する有識者会議(仮称)」において検討を行う。

その構成員は、医療団体関係者、労使等の利害関係者以外の有識者とし、厚生労働大臣が内閣官房長官と協議し、任命する。

(注)「有識者会議」は公開とし、常時、厚生労働大臣が出席し、国民に開かれた形で議論を行う。

また、厚生労働大臣は、「有識者会議」の検討状況を、社会保障の在り方に関する懇談会、経済財政諮問会議及び規制改革・民間開放推進会議に随時報告の上、「有識者会議」の結論を得る。

2 検討項目

診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方

公益機能の強化

病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方

委員の任期の在り方

診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方

その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方

3 スケジュール

平成16年度中の早期に「有識者会議」を設置し、平成17年夏～秋までに結論を得、その後可及的速やかに措置する。

「中医協の在り方に関する有識者会議」の参集者について

大森 政輔	国家公安委員会委員、弁護士
奥島 孝康	早稲田大学大学院教授
奥野 正寛	東京大学大学院経済学研究科教授
金平 輝子	(財)東京都歴史文化財団顧問
岸本 忠三	総合科学技術会議議員、大阪大学客員教授

(敬称略)

* 第1回開催は、平成17年2月22日(火)を予定

中央社会保険医療協議会について

* 診療報酬を決定する権限を有する厚生労働大臣の諮問機関として、年間30兆円を超える医療費について審議

1. 根拠法

社会保険医療協議会法

2. 所掌事務

「診療報酬」、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「訪問看護療養費」に関する事項等について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議・答申するほか、自ら建議する。

3. 委員

委員構成

- | | |
|-----------------------------|----|
| ・ 保険者、被保険者、事業主等を代表する委員(支払側) | 8名 |
| ・ 医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員 (診療側) | 8名 |
| ・ 公益を代表する委員 | 4名 |

の合計20名で構成。任期は2年

委員は厚生労働大臣が任命

(公益委員については両議院の同意、公益委員以外については各関係団体の推薦が必要)

(参考)

中央社会保険医療協議会委員名簿

(平成16年12月21日現在)

代表区分	氏名	現役職名
保険者、被保険者、事業主等を代表する委員	青柳 親 房 対馬 忠 明 小島 欠 太 (岡 広 郎 宗内 教 正 大塚 稔 孜 飯浦 稔 明 松	社会保険庁運営部長 健康保険組合連合会専務理事 日本労働組合総連合会生活福祉局長 (日本労働組合総連合会) 株式会社日立製作所取締役監査委員 全日本海員組合中央執行委員 国際エネルギー輸送株式会社代表取締役社長 香川県国民健康保険団体連合会監事
医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員	櫻井 秀 也 松原木 謙 二 青野中 重 孝 野佐々 英 博 佐黒崎 紀 達 (漆 畑 正 稔	日本医師会副会長 日本医師会常任理事 日本医師会常任理事 日本医師会常任理事 日本医師会(全日本病院協会会長) 日本歯科医学会副会長 (日本歯科医師会) 日本薬剤師会副会長
公益を代表する委員	星野 進 保 村田 幸 子 土田 武 史 (欠)	総合研究開発機構客員研究員 ジャーナリスト 早稲田大学商学部教授

中医協を巡る贈収賄事件を受けた動き

1. 中医協を巡る贈収賄事件

平成14年度改定における「かかりつけ歯科医初診料」の算定要件の緩和等について、一部の診療側委員及びその推薦団体が、自己に有利なものとなることを目的として、一部の支払側委員に対し、金品の授与による不正な働きかけをしたもの（平成16年4月～5月にかけて委員等の逮捕）

2. 中医協を巡る贈収賄事件に係る中間報告（平成16年9月・厚生労働省保険局）

厚生労働大臣の指示の下、中医協を巡る贈収賄事件について調査し、事件の構造解明を行った。中医協における政策決定がゆがめられることはなかった、との結論を得た。

国会審議や新聞報道等を踏まえ、中医協の在り方の見直しに関する論点を整理

3. 中医協の在り方の見直しについて（平成16年10月・中医協全員懇談会）

当面速やかに取り組むべき改善策と長期的に議論を進めていくべき事項を仕分けした上で、中医協として当面速やかに取り組むべき改善策を取りまとめた。

中医協の審議の透明性の確保

審議過程の一層の透明化、客観的なデータに基づく議論の推進、診療報酬改定結果の検証のための部会の設置

中医協の委員の在り方

患者一般の声をより適切に反映できるような委員の任命、委員の任期を6年までとする

国民の意見を聴く機会（「地方公聴会」）の開催